

理事長・学長決定

第24章 チャイルドケア・サービス

24.1 基本方針

沖縄科学技術大学院大学は、子どもを持つ本学の職員、学生、訪問者より国際的で質の高い、就学前及び放課後・休日の教育サービスに対して非常に高いニーズがあることを認識しています。優れた人材を採用・維持し、本学コミュニティに属する人々にとって快適な環境を確保するために、優れたチャイルド&ユースケアサービスを提供しなくてはなりません。これは、本学のミッションを確実に達成するための、重要な要素です。

このようなニーズを最大限満たすため、本学は、沖縄科学技術大学院大学チャイルド・ディベロップメント・センター（CDC）及び小中学校プログラム（SAP）を設立・運営し、プレスクールプログラム（就学前の教育・保育）及び学童保育／ホリデイプログラム（放課後・休日等の教育）を提供します。CDCのサービス（SAPを含む。以下同じ。）は本学キャンパス内の専用かつ安全な施設において提供されます。CDCが本学の一部として整備される一方、CDCを監督するための独立した委員会であるCDC監督委員会を設置し、目的、方針、コンプライアンス、予算について大学の事務局長にアドバイスをを行います。また、CDC連絡委員会を設置し、CDCの運営を維持するための適切な予算の予測、適用される法律規則の遵守の確保、及び保護者会との適切なコミュニケーションの構築について、大学コミュニティ・チャイルド&ユースサービス担当副学長（VPUCS）に助言を行います。VPUCSはCDCの運営・マネジメントを監督し、日常的な運営についてはCDCディレクターに権限を委ね、CDC運営委員会がこれをサポートします。

CDCのサービスは、CDC連絡委員会と協議の上、CDC園長によって策定される透明性の高い公平なルールに基づき提供されなければなりません。また、これらのルールの制定及び実施については、本学の機会均等及び多様性についての基本方針[link: 1.3] が順守されなければなりません。

24.2 ルール

24.2.1 運営に関するルール

本章で規定する事項に加え、CDCの目的や目標については、CD

C規約に定められており、[\[link: \]](#) その他の方針や規則は、CDC連絡委員会の助言に基づいてCDC園長により整備されます。これらのルールが適用されない事項については、本学の一般的な基本方針及びルールが適用されます。

24.2.2 予算及び会計

24.2.2.1 CDC園長は、本学の一般的な予算要求手続き[\[link: 27.5\]](#)に従い、CDCの運営に必要な年間予算をVPUCSを通じて財務担当副学長（VPFM）に要求しなければなりません。また、予算要求の際には、料金体系及び見込まれる年間収入に関する提案も、提出する必要があります。

24.2.2.2 CDCに配分される資金は、保護者からの保育料やOISTから配分された運営費補助金も含め、いくつかの異なる財源により構成されることがあります。CDC園長はCDC運営委員会の支援を受けて、それぞれの財源の用途について、使用制限について確認し、並びにCDCの事業計画及びその執行に反映させる責任があります。また、CDC園長は、予算要求と執行について、VPUCSと相談し、報告する責任があります。

24.2.2.3 予算単位[\[link: 27.3.2\]](#)として、CDC園長は、VPUCSを通じてCDCについて配分された予算の管理及び執行について責任を負います。

24.2.2.4 CDCの運営費に関する予算及び会計は、別にすることが実用的ではないもの（例：定期的な施設管理費、水道光熱費、セキュリティ費用等）を除き、本学の他の運営費とは別に管理されなければなりません。

24.2.3 利用資格

24.2.3.1 教職員及び学生。時間給契約に基づく派遣職員を含む全ての本学教職員（委託・契約業者や取引業者の職員を除く）、技術開発イノベーションオフィス（TDIC）に関連する職員及び学生は、自らの子どもを、CDCに入園させる資格があります。入園は教員が優先されますが、CDC連絡委員会の助言に基づき

CDC園長によって採択された基本方針やルールにより、他の特定のグループが優先される場合があります。

24.2.3.2 訪問者。本学に招へいされた客員教員、講師、学生、キャンパス内で開催される行事への参加者、その他ゲストの子どもについても、CDCプログラムを利用できる場合があります。ただし、CDC連絡委員会の助言に基づき、CDC園長によって採択された基本方針やルールにより、本学の職員及び学生、又は特定の訪問者のカテゴリーが優先されます。

24.2.3.3 その他。前二項に規定されている者に加え、委託・契約業者の職員（実験動物施設、清掃、カフェ等）、ボランティアスタッフ、その他本学キャンパス内で勤務しているスタッフについても、CDCプログラムを利用できる場合があります。

24.3 責任

24.3.1 CDC監督委員会

CDC監督委員会は、CDCを監督し、CDCの方針や運営について事務局長に助言するとともに、CDC園長の採用委員会を設置し、任命について学長に勧告します。

監督委員会の責任と委員については、規約 [link:]を参照してください。

24.3.2 CDC連絡委員会

CDC連絡委員会は、CDC監督委員会の助言に基づき、事務局長とVPUCSをサポートします。連絡委員会の責任と委員については、規約 [link:]を参照してください。

24.3.3 事務局長

本学の事務局長は、質の高い国際的なプレスクールプログラム及び学童保育／ホリデイプログラムの持続的な提供を確保することについて責任を負います。また、事務局長は、日本の法律、規制、安全基準の遵守を確認します。事務局長は、CDCの運営状況について、VPUCSより定期的に報告を受けるとともに、その報告を学長及び理事会に送達する義務を負います。

事務局長は、CDCの年間事業計画及び予算計画を承認します。

24.3.4 大学コミュニティ・チャイルド&ユースサービス担当副学長 (VPUCS)

VPUCSは事務局長の指示のもと、CDCの運営・管理全般に責任を負います。VPUCSは、CDCディレクターのラインマネージャーであり、プログラムの日常的な運営・管理に関する権限は園長に委譲します。VPUCSは、連絡委員会のメンバーであり、連絡委員会のエグゼクティブセクレタリーを務めます。

24.3.5 CDC運営委員会

CDC運営委員会は、CDCの日常的な運営・管理においてCDC園長を補佐します。運営委員会は、CDC園長、CDC副園長、事務責任者、SAPアシスタントディレクターで構成されています。

CDC園長は、CDCの日常業務に責任を負います。CDC副園長は、主にクラス運営に責任を負い、CDC事務責任者は、主にCDC内部の事務業務に責任を負います。SAPアシスタントディレクターは、アフタースクール／ホリデープログラムの日常業務に責任を負います

24.3.6 CDC保護者・教職員会

保護者会は、CDCの運営に影響を与える事項についてCDC園長に助言し、CDCに影響を与える問題について保護者と教職員が議論する場を提供します。保護者・教職員会は、CDC連絡委員会委員長の同意を得て、連絡委員会に発言または報告することができます。

保護者・教職員会の責任と委員については、保護者会の規約[\[リンク:\]](#)を参照してください。

24.3.7 CDCの利用者

CDCの利用者は、CDCの規則やCDC園長からの臨時の要望に従い、保護者会を通じて意見を伝え、CDCの行事への参加を通して、CDCの運営を支援する責任を負います。また、CDCの利用者は、料金体系に基づく利用料を支払う義務を負います。

24.4 手続き

24.4.1 CDCへの入園

必要書類をCDCへ提出してください。

24.4.2 SAPへの登録

必要書類をSAPへ提出してください。

24.4.3 苦情の手続き

保護者がCDCに関する事項について懸念がある場合、以下のプロセスを経て状況を解決する必要があります。

最初の訴え

(1) 問題はクラスルームスタッフと話し合い、解決しない場合やクラスルームスタッフに対する苦情の場合は、チームリーダーと話し合います。

(2) チームリーダーが保護者の満足の一部の解決ができない場合、チームリーダーはその事案と保護者の懸念をCDC運営委員会に報告します。

(3) 保護者が状況に満足しない場合、CDC運営委員会は、最終的な仲裁のため事案と問題解決のために取られた全ての手順をVPUCSに報告します。苦情が、CDC事務責任者および/またはCDC副園長に関わる場合、保護者はCDC園長と直接問題を話し合います。CDC園長またはSAPアシスタントディレクターが関係している場合、あるいは利益相反の可能性がある場合は、VPUCSに苦情を申し立てる必要があります。VPUCSは、報告書の全文、問題解決のために取られたすべての手順を確認し、標準的なプロトコルやプロセスに沿った方法で状況を解決するための計画を作成し、保護者の懸念が適切に解決されるように、保護者と面談します。

不服申し立て

VPUCSの決定に満足できない保護者は、CDC連絡委員会の委員長であるOISTの事務局長に不服申し立てすることができます。事務局長は問題を十分に検討し、保護者とVPUCSの双方と面談し、保護者の懸念を解消するための適切な解決策を決定します。事務局長は、最終的な決定を下す前に、統括弁護士オフィスと人事ディビジョンに相談し、状況を確認します。

24.5 連絡先

24.5.1 本方針の所管:

VPUCS

24.5.2 その他連絡先:

CDC園長